

国民健康保険に加入の方へ 四十歳からは特定健康診査を 活用してください

国民健康保険加入者のメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）予防と健康状態の改善のために特定健康診査を行います。

メタボリックシンドロームによる糖尿病や心臓病、脳卒中などの多くは自覚症状のないまま進行し、重症化する場合があります。早期発見のために特定健康診査をご活用ください。

●対象者

五月三十一日（土）までに町の国民健康保険に加入し、健診当日に資格のある方で、今年度四十歳から七十四歳までの方が対象です。

転出や他の保険に加入したため町の国民健康保険の資格がなくなった場合は対象となりません。新しい住所の役所または新たに加入する健康保険組合などにお問い合わせください。

また、社会保険加入者と扶養家族の方には、それぞれの医療保険者が特定健診を行っています。指定された方法で受診してください。

●特定保健指導

健診後は、健診を受けた保健センターや医療機関で結果説明を受けてくだ

さい。

結果に応じて、保健センターで生活習慣を見直すための特定保健指導を行います。

●受診券の送付

五月中旬に対象となる方へ郵送します。

●受診方法（別表）

保健センターでの集団健診方式か、病院での個別健診方式のいずれかを選んで予約してください。

料金はいずれも千三百円です。

受診の際は、受診券・国民健康保険被保険者証を必ずご持参ください。

個別健診の場合は、問診票も必要です。

す。問診票は、七十歳未満の方に、検診料を住民課にお支払いいただく際にお渡しします。七十歳以上の方には受診券に同封します。

●その他の健康診査

三十歳～三十九歳の方を対象にした成人健診、七十五歳以上の方と六十五歳以上で後期高齢者医療保険加入の方を対象にした高齢者健康診査、がん検診などの健康診査を実施しています。それぞれの年齢や目的に合った健康診査を積極的に受診してください。

▼問合せ 住民課国民健康保険・医療係
☎ 28・0917 保健センター
☎ 28・3150

別表 特定健康診査の受診方法

	集団健診	個別健診
対象者	年齢 平成26年4月から平成27年3月の間に40歳から74歳になる方、または、平成26年6月13日から平成27年4月1日までに75歳になる方（ただし、平成26年12月26日までに75歳になる方は誕生日の前日までに受診してください。） 加入状況 平成26年5月31日までに豊山町国民健康保険に加入し、健診当日に資格のある方	
健診日時	日平成26年6月3日（火）～6月12日（木） （日曜は除く） 月平成26年10月15日（水）～10月18日（土） 日、月とも午前8時45分～午後10時30分	平成26年5月～12月26日（金）まで （時間は受診される医療機関にお問い合わせください）
健診場所	保健センター	杉山医院 （豊場字幸田25-1、28・1181） N.キッズレディースクリニック （豊場字高前80、28・2321） とよ山内科クリニック （青山字東川46-2、39・3800） わかばファミリークリニック （豊場字高前183-1、29・3911） ※その他、北名古屋市と清須市の指定医療機関でも受診できます。詳しくはお問い合わせください。
予約方法	保健センター窓口にて予約 期間日平成26年5月26日（月）～6月2日（月） （土日は除く） 月平成26年10月7日（火）～10月14日（火） （土日は除く） 日、月とも午前8時30分～午後5時15分	受診する医療機関に、事前に電話予約してください。
健診内容	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、心電図検査、眼底検査、眼圧検査、胸部エックス線検査、肝炎検査（40歳の方および未検査の方）、歯科健診、腎機能検査	身体計測、血圧測定、血液検査、尿検査、腎機能検査 ※医師が必要と認められた方のみ、貧血検査、心電図検査、眼底検査を実施
検診料	1,300円 ※町障害者医療を受給している方、住民税非課税世帯の方、平成26年4月1日現在で70歳以上の方は無料です。 ※個別健診の方は、受診前に役場1階住民課にてお支払いください。	

国民健康保険税の 暫定通知書をお送りします

国民健康保険税は、第一期から第十期までの計十回に分けて納めていただいています。

一年間の税額は前年中の所得により七月に決定します。五月の第一期分については、前年中の所得が確定していませんので、昨年の保険税額をもとに、仮の金額を納めていただきます。

実際の金額との差額は、二期目以降のお支払いのときに、精算させていただきます。

対象となる世帯には国民健康保険税暫定通知書を郵送します。

●対象となる世帯

平成二十五年度に豊山町国民健康保険に加入していた世帯で、平成二十六年度も引き続き加入している世帯

●金額

平成二十五年度の国民健康保険税年税額の十分の一（平成二十五年度中に加入した世帯は一年間加入した場合の保険税で算定します）

▼問合せ 住民課国民健康保険・医療係
☎ 28・0917